

神通川水系

神通川左岸圏域河川整備計画

平成 22 年 10 月

富 山 県

神通川左岸圏域河川整備計画

目 次

第 1 章	流域と河川の概要	1
1.1	神通川左岸圏域の概要	1
1.2	河川の現状と課題	5
第 2 章	河川整備計画の目標に関する事項	14
2.1	整備対象河川及びその区間	14
2.2	計画対象期間	15
2.3	洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	15
2.4	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	15
2.5	河川環境の整備と保全に関する事項	16
2.6	河川の維持管理に関する事項	16
第 3 章	河川の整備の実施に関する事項	17
3.1	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	17
3.2	各河川の整備に関する事項	19
3.3	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	31
第 4 章	情報の共有と流域との連携	32
4.1	災害の防止・軽減に関する連携	32
4.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全に関する連携	33
4.3	まちづくりと連携した河川整備に関する事項	34

第1章 流域と河川の概要

1.1 神通川左岸圏域の概要

神通川^{じんづうがわ}は、その源を岐阜県高山市の川上岳^{かおれだけ}(標高 1,626m)に発し、多くの支川を合わせて富山湾に注ぐ、流域面積約 2,720km²、幹川流路延長約 120km の一級河川である。

神通川左岸圏域は、神通川の流域のうち河口から富山県と岐阜県の県境までの左岸流域を対象としている。

本圏域の地形は、東側を神通川が南から北に貫流し、南部の山地は飛騨高地の北縁に位置する中山性山地とそれに続く丘陵山地で構成され、その下流は神通川扇状地により形成された富山平野が広がっている。

また、本圏域の地質は、飛騨高地の北縁山地は飛騨変成岩類の片麻岩や古期花崗岩等、中央部の丘陵山地は洪積世堆積岩、扇状地は沖積低地の砂や泥を主とする軟弱層と上流から運ばれてきた粗粒堆積物からなる新規扇状地の砂礫層から成っている。

本圏域には、国土交通大臣が管理する井田川^{いだがわ}と 32 本の県知事管理河川がある。その内訳は、一次支川数 3、二次支川数 15、三次支川数 11、四次支川数 1、五次支川数 1、水路数 1 である。圏域内河川のうち、南側の河川は、飛騨高地を源として急峻な谷を流れ、多くの支川を合流させ、山田川^{やまだがわ}や久婦須川^{くぶすかわ}となって井田川に注いでいる。また、峠川^{とうげがわ}や合場川^{あいばがわ}、宮島川^{みやじまがわ}をはじめとした圏域の北側の河川は、主に水田の排水等を集めて井田川や神通川に注いでいる。

また、本圏域内には富山市、南砺市の一部の 2 市が属している。

圏域内の主な河川の様子



写真－ 1.1.1 ^{もも 甚がわ} 百瀬川(山田川)
(南砺市利賀村百瀬川地先)



写真－ 1.1.2 山田川
(富山市婦中町長沢地先)



写真－ 1.1.3 ^{つぼの がわ} 坪野川
(富山市婦中町速星地先)



写真－ 1.1.4 宮島川
(富山市婦中町袋及び砂子田地先)

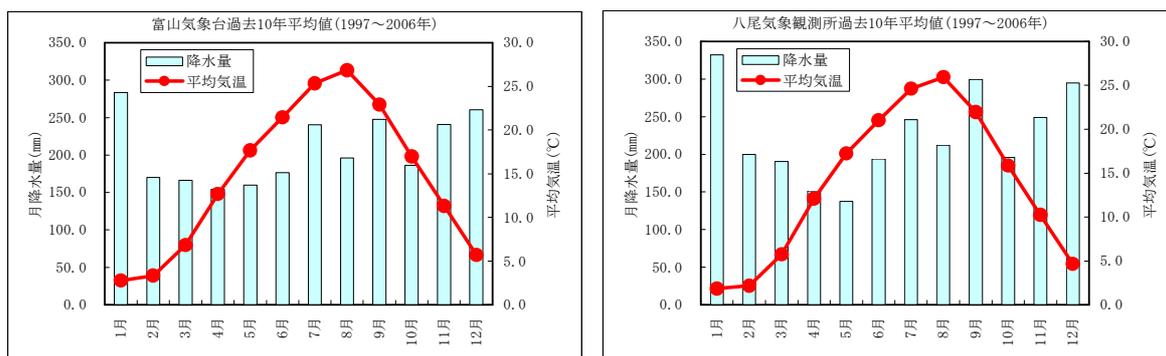


写真－ 1.1.5 峠川
(富山市婦中町上吉川地先)



写真－ 1.1.6 ^{まわたりがわ} 馬渡川
(富山市石坂地先)

気候は、夏は高温多湿、冬は北西の季節風により湿気の多い降雪となる日本海気候の特徴を示し、梅雨期と秋期から冬期にかけて降水量が多いのが特徴である。特に 6 月上旬から 10 月中旬にかけて、梅雨及び台風や秋雨前線により大雨となることがある。また、平野部の年平均降水量は約 2,500 mm で、年平均気温は約 14℃(気象庁資料：平年値)となっている。



図一 1.1.2 神通川左岸圏域における降水量と平均気温（平年値）

圏域の植生は、南北方向に植生帯の垂直分布がみられ、南部の標高 1,600m 以上には高山帯や亜高山帯の自然植生が残されている。南部山地帯（標高約 300～1,600m）の^{ねい}婦負山地や^{とが}利賀山地は、概ねブナクラス域に属し、ブナ、ミズナラの他、^{かはん}河畔にはヤナギ群落等の自然植生が発達している。中部丘陵地は概ね低山帯（標高約 300m 以下）に位置し、コナラ群落等の代償植生やスギ植林が分布している。平野部は宅地や工場、田畑に利用されているため、まとまった植生は認められないが、神通川や井田川等の大きな河川沿いには、ススキ群落やツルヨシ群落が成立している。

土地利用状況としては、中流部から上流部のほとんどは山林であり、下流部の扇状地に水田と市街地が広がっている。圏域内の西側には国道 471 号と 472 号が通り、井田川の山田川合流点付近には、国道 359 号が東西に通り、その北側に北陸自動車道が位置している。また、JR 高山本線が圏域のほぼ中央を南北に走り、越中八尾駅付近から東に向かい神通川沿いに南部の山地へと続いている。このような社会基盤整備状況のなか、近年は富山市婦中町を中心として市街化が進展している一方、山地部では宅地が減少し過疎化が進んでいる。

本圏域の平野部では、水稻を中心とした農業が行われている。一方、下流部は富山市の市街地が形成されており、商工業の集積が進んでいる。

1.2 河川の現状と課題

1.2.1 治水の現状と課題

本圏域内の河川においては、昭和41年に山田川で河川局部改良事業が実施されたのに始まり、昭和53年から昭和56年にかけて再び事業を行い、さらに上流の百瀬川区間においても、昭和43年から昭和53年と昭和49年から平成12年の二度に渡り河川局部改良事業を実施している。

また、富山市周辺の市街地の拡大に伴い、昭和39年や昭和49年の洪水による被害が辺呂川、赤江川、宮島川、坪野川、峠川等の支川において発生した。これらの水害を契機に、小規模河川改修事業や局部改良事業が昭和50年頃から実施されてきている。

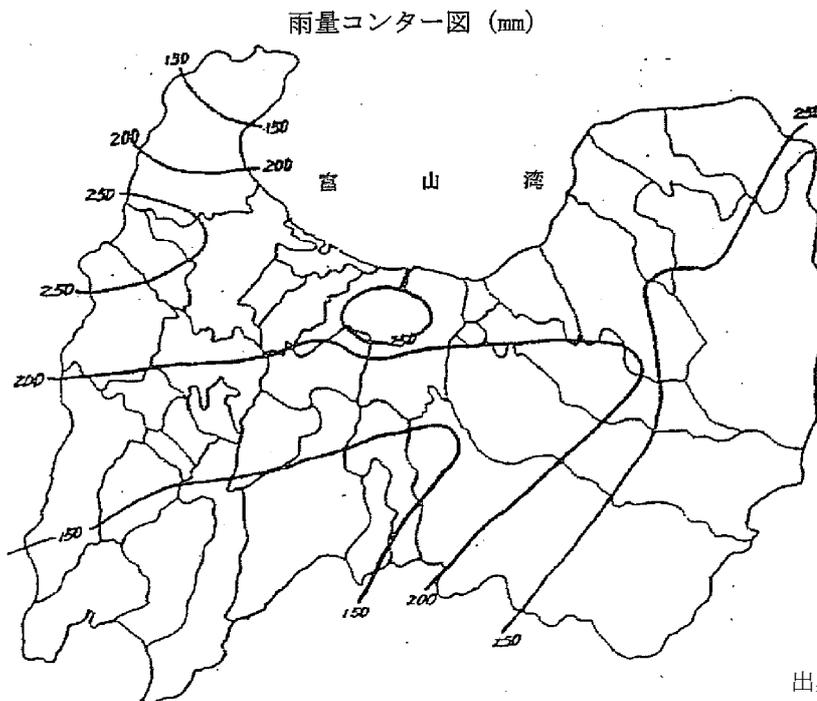
このように、本圏域では順次河川改修を進めてきているものの、未だに河道断面の洪水流下能力が不足している区間が多く残されており、大雨が降ると河川周辺の水田・住地等で浸水被害が発生している。近年では、平成10年7月と8月の豪雨により、宮島川、坪野川、赤江川、峠川が被害を受けた。さらに、平成11年9月の台風16号では、山田川、峠川等で浸水被害が発生している。

また、富山市婦中町の中心部では、富山市のベットタウンとして市街化が進んでおり、各河川流域内の資産も増加している。このため、近年でも少なからず浸水被害が発生している支川においては、早期の治水安全度の向上が必要である。

表－ 1.2.1 過去の主な洪水による住宅浸水被害状況

洪水名	被害状況		
	浸水面積	浸水家屋数	備考
昭和39年7月 豪雨	815ha	279棟	峠川、赤江川、 ^{みかどがわ} 御門川、 辺呂川、磯川
昭和49年7月 台風8号等	41ha	33棟	赤江川、坪野川、宮島川、峠川、 大杉用水、牛ヶ首用水
平成3年6月 豪雨	約23ha	60棟	坪野川
平成10年7月 豪雨	約20ha	17棟	宮島川、坪野川
平成10年8月 豪雨	約20ha	79棟	宮島川、坪野川、峠川
平成11年9月 台風16号等	2ha	2棟	山田川、峠川、磯川、合場川
平成16年7月 豪雨	約20ha	60棟	坪野川

出典：水害統計及び富山土木センター資料



出典：富山県の河川海岸便覧

図－ 1.2.1 総雨量分布図（昭和39年7月17日～18日（山陰・北陸豪雨））

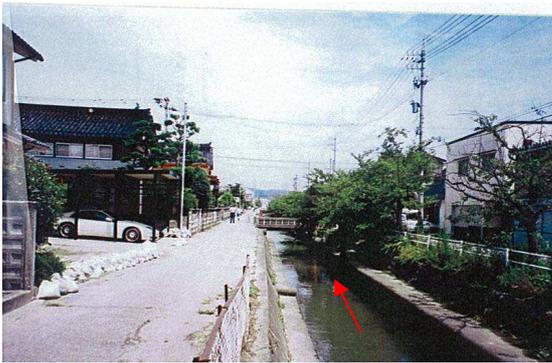
各河川の平常時と洪水時の様子



写真－ 1.2.1(1) 宮島川（平常時）



写真－ 1.2.1(2) 宮島川 (H10.7 洪水時)



写真－ 1.2.2(1) 坪野川（平常時）



写真－ 1.2.2(2) 坪野川 (H16.7 洪水時)



写真－ 1.2.3(1) 山田川（平常時）



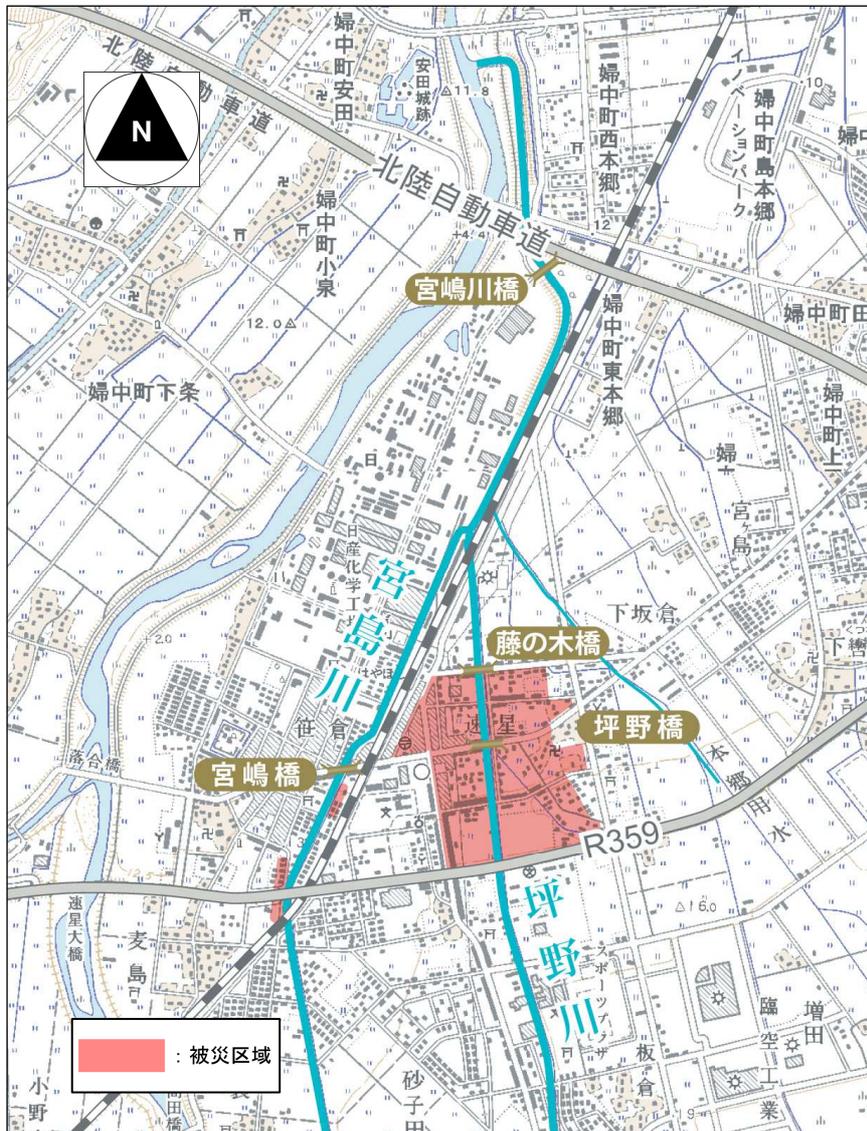
写真－ 1.2.3(2) 山田川(H11.9 洪水時)



写真－ 1.2.4 (1) 百瀬川(山田川)
(平常時)



写真－ 1.2.4 (2) 百瀬川(山田川)
(H11.9 洪水時)



図－ 1.2.2 近年の洪水被災区域[宮島川、坪野川]

1.2.2 河川利用及び空間利用の現状と課題

河川水の利用については、各河川の豊富な水を、農業用水、発電用水等に多く利用している。なかでも農業用水としての利用が多く、圏域内河川において、合計 145 箇所の取水施設から最大約 55.2m³/s の農業用水を取水し、約 8,700ha の農地に灌漑^{かんがい}されている。

表一 1.2.2 神通川左岸圏域内の利水現状

種別	農業用水 [※]		発電用水	水道用水	工業用水	その他	計
	許可	慣行					
水利権量	22.37 m ³ /s	32.79 m ³ /s	129.63 m ³ /s	0.05 m ³ /s	1.28 m ³ /s	7.22 m ³ /s	193.34 m ³ /s
割合	11.57%	16.96%	67.05%	0.03%	0.66%	3.73%	100.00%
件数	10 件	135 件	14 件	2 件	2 件	8 件	171 件
備考	かんがい ^い 面積	かんがい ^い 面積	最大出力			消流雪用水	
	3,326 ha	5,382 ha	88,370 kw			養魚用水	
<small>※: 調書等記載分のみ 注: 農業用水は還元、発電は反復、工業用水は水道用水から転用など、水量は重複している</small>							

また、富山県には急峻な地形と豊富な水が利用できる水力発電の好適地が多いことから、大正時代から河川の総合開発が盛んに進められてきている。本圏域においては、昭和 32 年に井田川総合開発事業に着手し、治水、発電の多目的ダムである室牧ダムを昭和 36 年に完成させた。その後も、総合開発は盛んに進められ、平成 13 年に完成した久婦須川ダムを含めて、8 つのダムが設置されている。



写真-1.2.5 久婦須川ダム

なお、河川水の利用としては、農業や発電の他に、消流雪用水としての取水もあり、日本海側の雪の多い地帯の水利用として特徴的なものといえる。

本圏域では、ダムの設置により渇水等水利用に関して特筆すべき課題はないが、低水管理においては河川の流況を適切に把握するための観測施設が少ない状況にある。特に、ダムがない河川では観測施設がほとんどない状況である。今後は必要に応じて流量観測施設等を設置し、流量データの蓄積を行う必要がある。

河川空間の利用状況としては、アユなどの釣りのほか、井田川では全国からカヌーファンが大勢訪れ、毎年秋には「井田川カヌースラローム大会」が開かれている。このように本圏域の河川では、河川空間利用に対する様々なニーズが高まっている。今後も地域住民や小中学校と連携し、河川の適正な利用を図っていく必要がある。

1.2.3 河川環境の現状と課題

本圏域内の河川環境は、宮島川、坪野川といった平野部を流れるものと、山田川(百瀬川を含む)や井田川(室牧川及び大長谷川を含む)といった山地を流れるものとに大別できる。

(1) 景観

平野部の河川は、河川沿いのほとんどが水田であるため、田園風景の中の河川となっている。なお、宮島川、馬渡川等の一部の河川では、住宅地の中を流れる都市河川的な風景となっているところもある。

一方、山地を流れる河川は、部分的に溪谷状を呈し、山間の山村景観を形成している。



写真－1.2.6 田園風景の中の河川



写真－1.2.7 都市河川的な風景



写真－1.2.8 山村風景の中の河川

(2) 植物

圏域内の植生については、南北方向の標高変化に従って、高山帯から低山帯へと植生帯が推移し、山地帯には^{かほん}河畔ヤナギ群落やブナ群落が、丘陵地にはコナラ群落やスギ植林が成立している。平野部は宅地や農耕地に利用されているため、まとまった植生は認められないが、河川沿いには、ススキ群落やツルヨシ群落が確認されている。また、宮島川等の平野部を流下する河川では、比較的流況が穏やかなため、クロモなどの沈水植物が生育している。なお、井田川の調査結果によれば、貴重種として、ミクリが確認されている。



写真－ 1.2.9 ススキ群落



写真－ 1.2.10 ツルヨシ群落



写真－ 1.2.11 沈水植物群落

(3) 動物

圏域内の動物相は幅広い植生帯に対応するよう多種多様な種の生息が確認されている。魚類では、上流でイワナなどの溪流魚が、中流から平野部にかけては、オイカワ、ウグイ、ニゴイなどが生息するほか、回遊魚のサケ、サクラマス、アユも確認されている。鳥類では、アオサギ、カルガモ、カワセミなどの水辺を好む種が、昆虫類では、ジャコウアゲハなどが生息している。貴重種としては、トミヨ、スナヤツメ、アジメドジョウなどの魚類、モノアラガイなどの貝類、チュウサギ、ミサゴなどの鳥類が確認されている。



写真－ 1.2.12 アユ



写真－ 1.2.13 スナヤツメ

アユ、スナヤツメの写真の出典：

「平成17年度 神通川外 河川水辺の国勢調査（魚介類調査）委託業務 報告書」（富山県）



写真－ 1.2.14 アオサギ



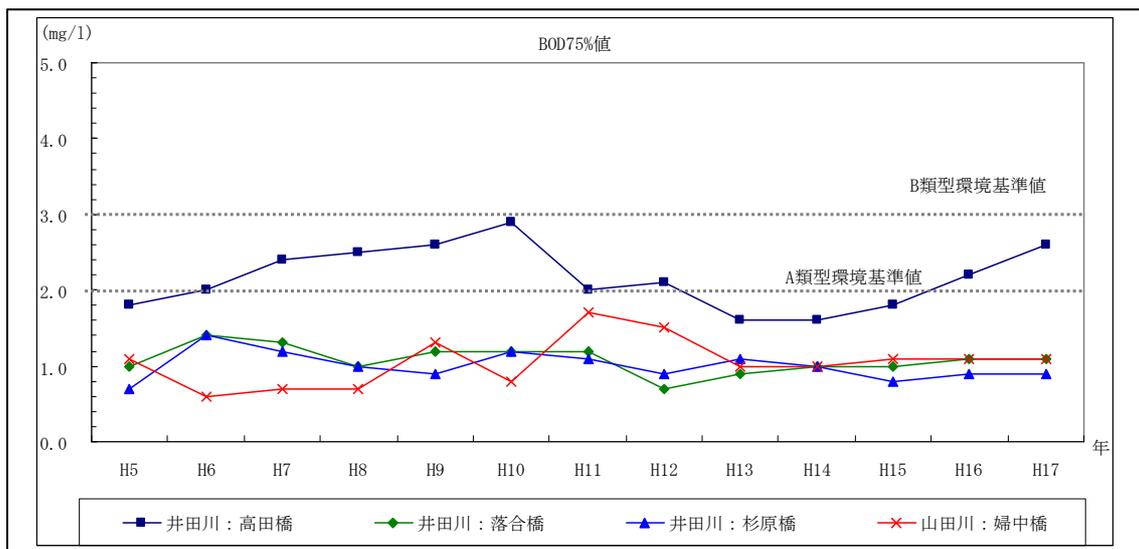
写真－ 1.2.15 カルガモ



写真－ 1.2.16 カワセミ

(4) 水質

圏域内の河川の水質環境基準の類型指定の状況は、井田川・落合橋より上流でA類型、下流でB類型に指定されている。近年の井田川の水質は、BOD75%値がいずれの地点でも環境基準値以下で推移しており、清浄な水質を維持している。また、環境基準の類型指定がされていない山田川においても、A類型に相当する清浄な水質を維持している。



図一 1.2.3 水質 (BOD75%値) の変化

(5) 河川環境の課題

神通川左岸圏域では順次河川改修を実施しており、一時的に植生が減少している状況が見られ、そこに棲む動植物の生息・生育空間の喪失が懸念される。

また、水質については、今後とも良好な状態の維持に努めていくことが重要と考えられる。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 整備対象河川及びその区間

河川整備計画の対象区間は、神通川左岸圏域内の富山県知事管理区間とする。

表－ 2.1.1 神通川左岸圏域河川一覧表

1次支川	2次支川	3次支川	4次支川	5次支川	水路	計画対象区間	河川延長(m)								
馬渡川						神通川合流点 ～ 指定区間上流端	900								
古川						神通川合流点 ～ 指定区間上流端	4,200								
井田川 (室牧川・ 大長谷川 を含む)						神通川合流点 ～ 指定区間上流端	44,930								
	田島川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	2,550								
		祖母川				田島川合流点 ～ 指定区間上流端	1,000								
	宮島川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	3,180								
		坪野川				宮島川合流点 ～ 指定区間上流端	2,250								
	山田川 (百瀬川を 含む)					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	36,600								
		赤江川				山田川合流点 ～ 指定区間上流端	10,500								
			峠川			赤江川合流点 ～ 指定区間上流端	7,400								
					峠川放水路	井田川合流点 ～ 指定区間上流端	760								
				下ノ谷川		峠川合流点 ～ 指定区間上流端	750								
		辺呂川				山田川合流点 ～ 指定区間上流端	4,100								
		湯谷川				山田川合流点 ～ 指定区間上流端	3,550								
	磯川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	1,420								
	合場川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	7,100								
	久婦須川 (万波川を 含む)					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	17,730								
		大赤川				久婦須川合流点 ～ 指定区間上流端	400								
	別荘川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	9,200								
		茗ヶ原川				別荘川合流点 ～ 指定区間上流端	4,200								
	野積川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	16,470								
		仁坂川				野積川合流点 ～ 指定区間上流端	5,800								
		獺師ヶ谷川				野積川合流点 ～ 指定区間上流端	700								
		アシ谷川				野積川合流点 ～ 指定区間上流端	300								
		忠六谷川				野積川合流点 ～ 指定区間上流端	30								
	大玉牛川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	3,410								
	大足谷川					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	110								
	谷ノ口					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	1,550								
	野呂谷					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	100								
	袖ノ谷					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	670								
	杉ヶ谷					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	1,170								
	大谷					井田川合流点 ～ 指定区間上流端	1,300								
1次	3	2次	15	3次	11	4次	1	5次	1	水路	1	計	32		194,330

2.2 計画対象期間

計画対象期間は、計画策定から概ね30年間とする。なお、本計画は現時点の流域の社会状況、自然状況及び河川の整備状況等に基づいて策定するが、計画策定後の計画対象期間内においても、これらの状況の変化や新たな技術開発動向等を勘案し、必要に応じて見直しを行う。

2.3 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

本圏域の河川整備は、各河川の整備状況、過去の災害履歴等を踏まえ、治水対策の緊急性の高い河川について、平成11年9月豪雨等による既往洪水や圏域内の既整備河川とのバランスを考慮し、山田川、峠川は概ね50年に1回程度、宮島川、坪野川、馬渡川は概ね30年に1回程度発生する規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目標とする。

2.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.4.1 河川の適正な空間利用

本圏域内の河川では、アユ釣り等の利用が見られる。また、近年、沿川の小中学校における総合学習の場や地域住民の憩いの場としての河川空間活用等、様々な空間利用や親水機能向上に対するニーズが高まっている。

このような状況を踏まえ、「神通川水系河川空間管理計画」（平成9年度）等との整合を図りつつ、沿川の市町村や小中学校、地域住民と連携しながら、河川の適正な空間利用の促進を図ることを目標とする。

2.4.2 流水の正常な機能の維持に関する事項

本圏域の多くの河川は、古くから灌漑や水道、工業、電力等として利用されており、人々の生活と密接な関係にある。また、多数の農業用水が慣行水利権として設定されている。一方、灌漑等の利水や動植物の生息及び生育、漁業、景観、流水の清潔の保

持等の観点からも、河川の流量を把握することは重要だが、現時点では、本圏域の流量を観測する施設が充分とは言えない状況にある。

このため、今後も流況の監視を続けながら、必要に応じて流量観測や水利用実態、現況の把握及びデータの蓄積に努めるとともに、正常流量の検討を行い、ひいては、流水の正常な機能を維持することを目標とする。

2.5 河川環境の整備と保全に関する事項

河川法の改正以降、河道改修において環境への配慮がより一層重視されるようになり、特に水際の保全や^{みおすじ}滞筋に動きを与えるような改修が実施されてきたが、河川改修直後の河川は、植生が一時的に減少している状況が見られ、そこに棲む動植物の生息・生育空間の喪失が懸念される。このため、治水面上における安全で安心できる改修を行うだけでなく、河川改修事業による自然環境への影響を低減するために、良好な生息・生育環境の保全・復元を図る必要がある。

また、清浄な状態を維持している水質については、今後とも、定期的な水質測定により実態把握に努めるとともに、維持保全に努める必要がある。

以上から、「神通川水系河川環境管理基本計画」（平成9年度）、「溪流環境整備計画」（平成8～9年度）をはじめ、「富山・高岡地域公害防止計画」「富山県環境基本計画」「富山県水質環境計画」等の関連計画と整合を図りながら、河川の有する生物の多様性、自然環境の連続性や地域の特性に配慮するとともに、治水はもとより利水面との調和を図りながら、良好な河川環境の整備と保全を図ることを目標とする。

2.6 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川の現状や地域の特徴を踏まえつつ、洪水等の災害発生の防止や軽減、河川の適正な利用、流水の適正な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、河川の有する本来の多面的な機能及び河川整備により向上された機能を一定の水準で確保することを目標とする。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事は計画高水流量を安全に流下させるよう必要な河積を確保すること、並びに良好な河川環境を整備・保全することを目的とし、その施行場所及び種類は表-3.1.1に示すとおりである。

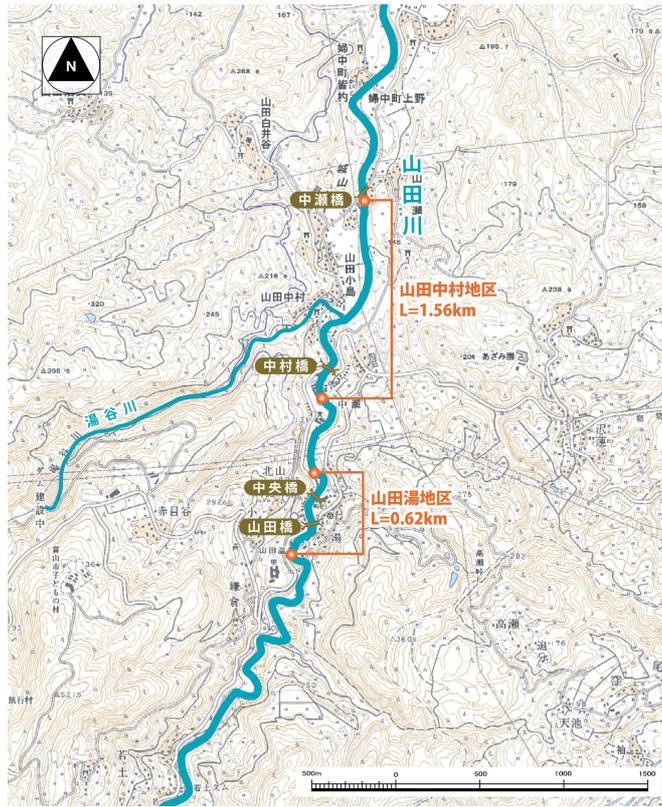
なお、各河川の整備に関する基本的な考え方を以下に示す。

表- 3.1.1 河川工事の施行の場所

No	河川名	施行場所(起点からの距離)	延長(km)	河川工事の種類
①	山田川 (百瀬川を含む)	【長沢地区】 長沢橋下流(2.55km)～長沢橋上流(3.90km)	1.35km	河道拡幅、護岸整備
		【山田中村地区】 中瀬橋上流(12.06km) ～(主)砺波細入線中村橋上流(13.62km)	1.56km	河道拡幅、護岸整備
		【山田湯地区】 中央橋下流(14.10km) ～山田橋上流(14.72km)	0.62km	
		【菅沼地区】 菅沼橋下流(28.9km)～金剛橋下流(30.0km)	1.10km	河道拡幅、護岸整備
②	宮島川	井田川合流点～JR高山本線上流床止工	2.87km	河道拡幅、護岸整備
③	坪野川	宮島川合流点～国道359号上流床止工	1.09km	河道拡幅、護岸整備
④	峠川	赤江川合流点～翠尾橋下流端	3.34km	河道拡幅、護岸整備
⑤	馬渡川	神通川合流点～馬渡橋下流端	0.88km	河道拡幅、護岸整備



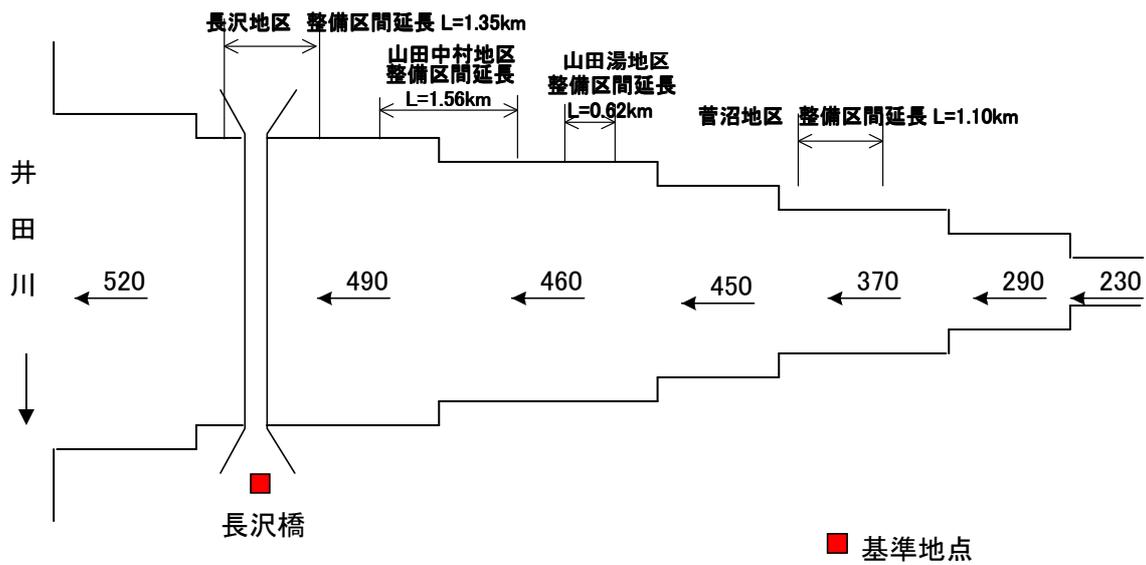
図一 3.1.1 神通川左岸圏域 河川工事の施行区間(施行の場所) 概要図



図一 3.2.2 施行区間位置図【山田中村地区・山田湯地区】

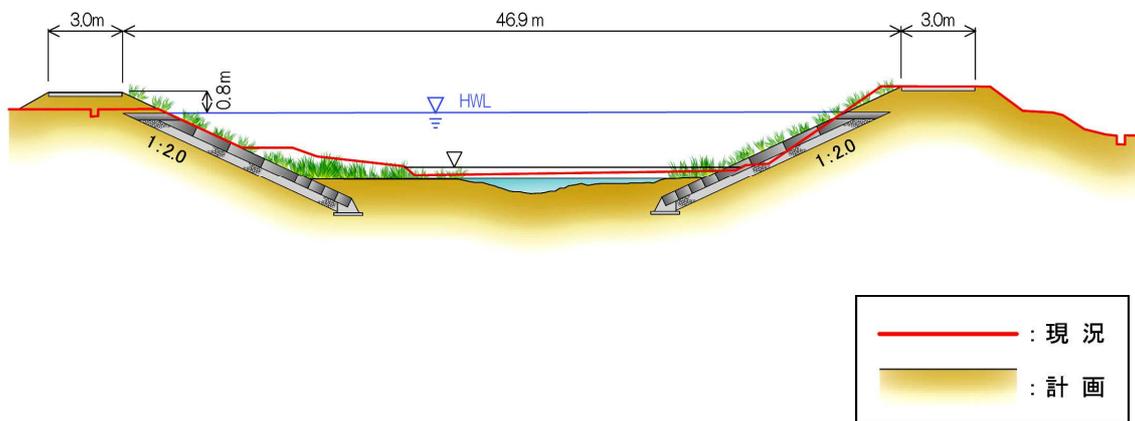


図一 3.2.3 施行区間位置図【菅沼地区】



図－ 3.2.4 計画高水流量配分図

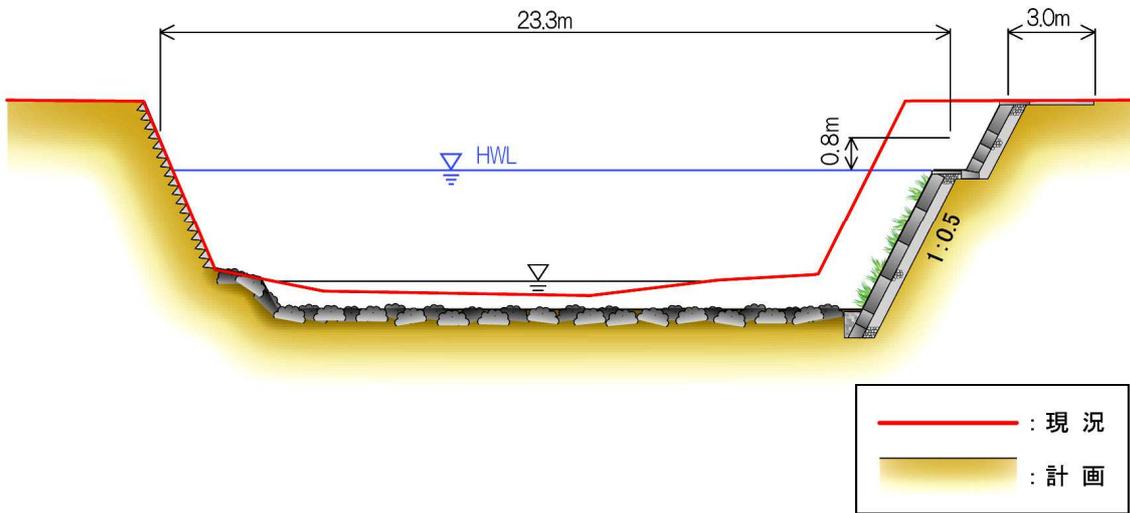
井田川合流点から 2.8km 付近（長沢橋付近）



※ 横断面形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図－ 3.2.5 代表断面図【長沢地区】

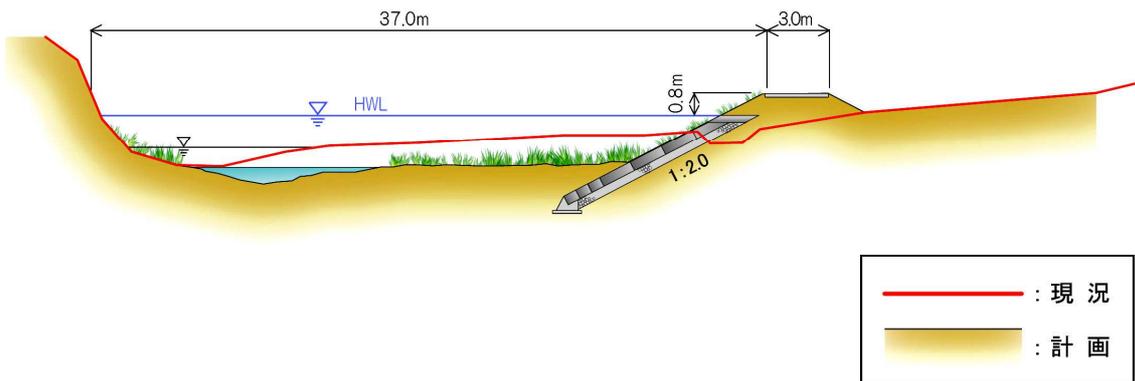
井田川合流点から 13.1km 付近



※ 横断形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図－ 3.2.6 代表断面図 【山田中村地区・山田湯地区】

井田川合流点から 29.2km 付近（菅沼橋付近）



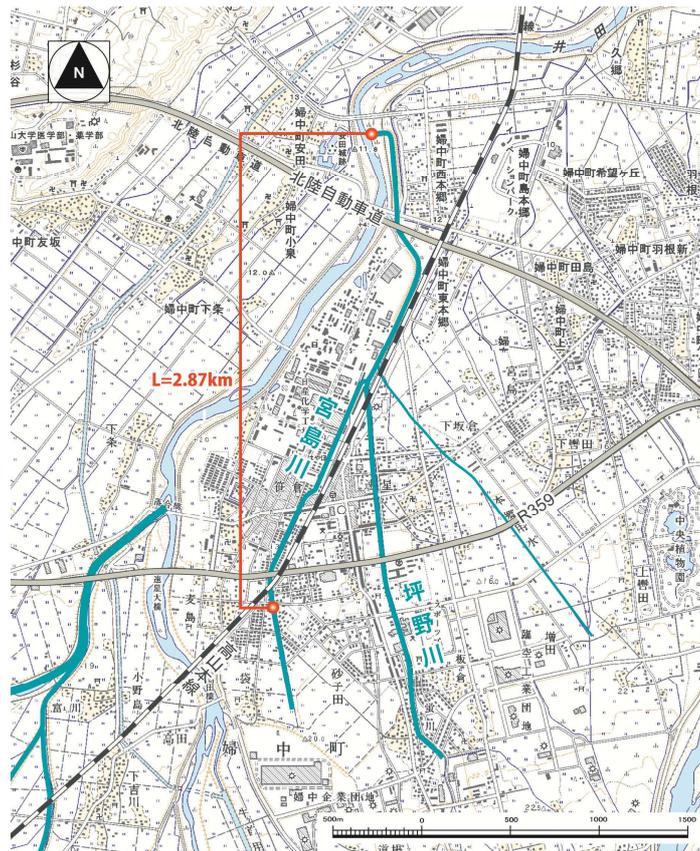
※ 横断形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図－ 3.2.7 代表断面図【菅沼地区】

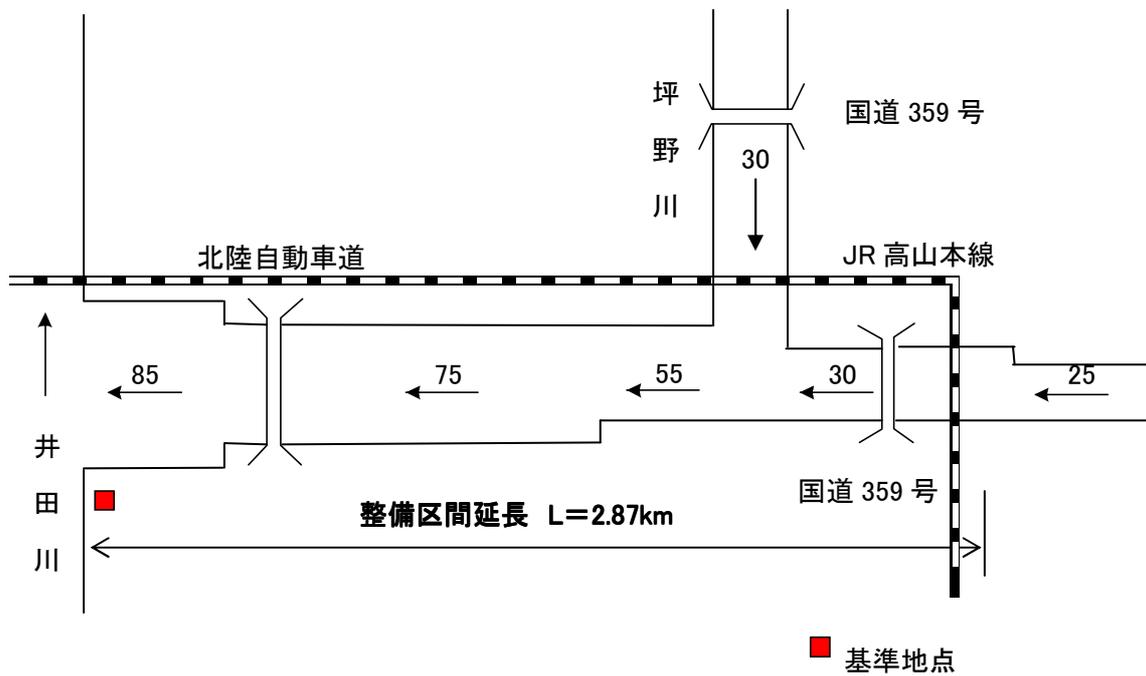
3.2.2 宮島川

宮島川については、井田川合流点から JR 高山本線上流床止工までの延長 2.87kmの区間において、計画高水流量を安全に流下させるため、河道拡幅、護岸整備を実施する。

なお、これまでに土壌汚染が明らかになった区間では、現況河道内で改修工事を行う必要があること、汚染土壌対策として極力発生土量を減じる必要があることから、特別に矩形断面（矢板式護岸等）を施工してきており、今後ともこのような区間では、汚染土壌対策に配慮し工事を実施する。また、それより上流の区間は概ね住宅地であることから、沿線住民の生活環境への影響を考慮するとともに、周辺環境と調和のとれた景観の形成を図り、動植物の生息・生育する自然環境の保全にも配慮する。

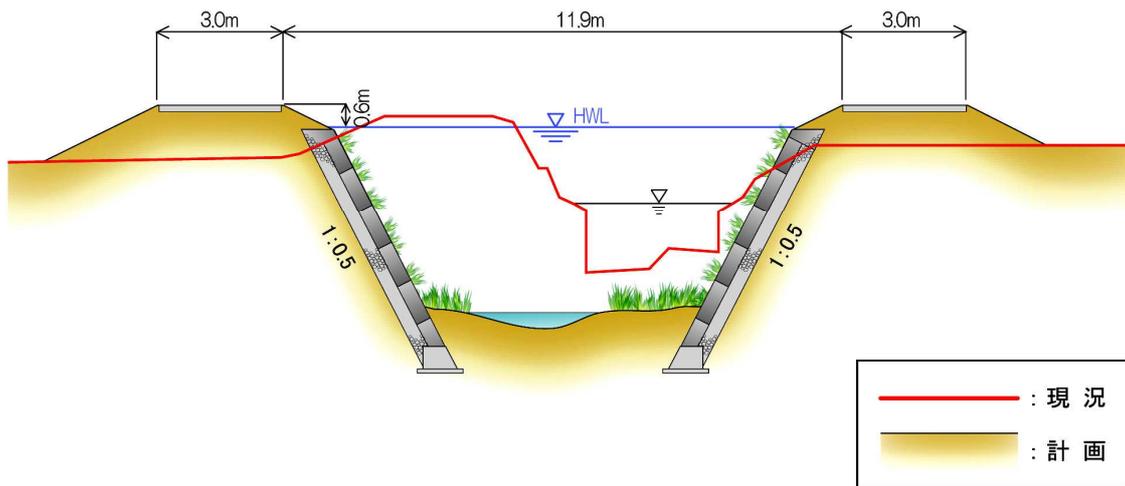


図一 3.2.8 施行区間位置図



図－ 3.2.9 計画高水流量配分図

井田川合流点から 2.4km 付近（宮嶋橋付近）



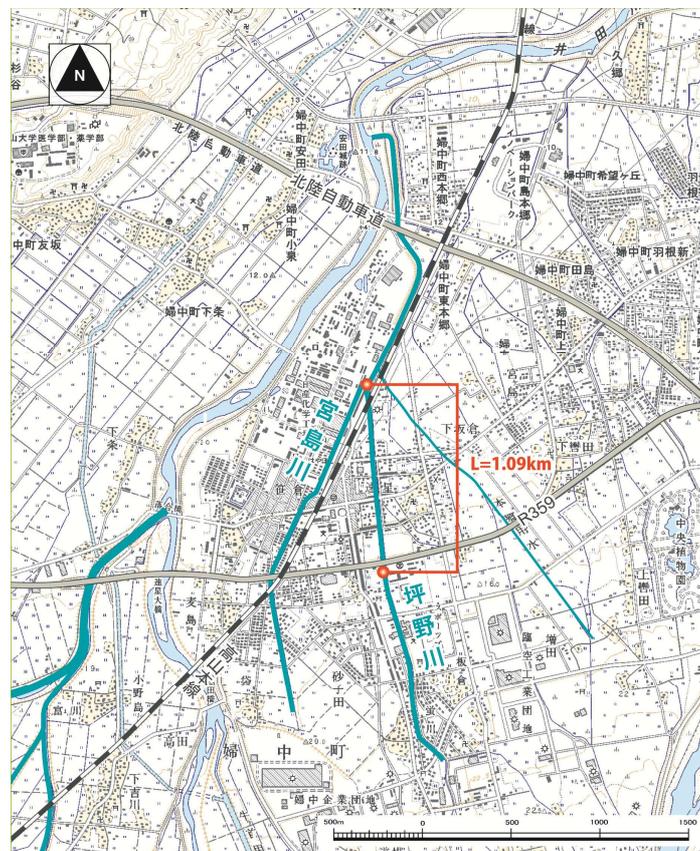
※ 横断形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図－ 3.2.10 代表断面図

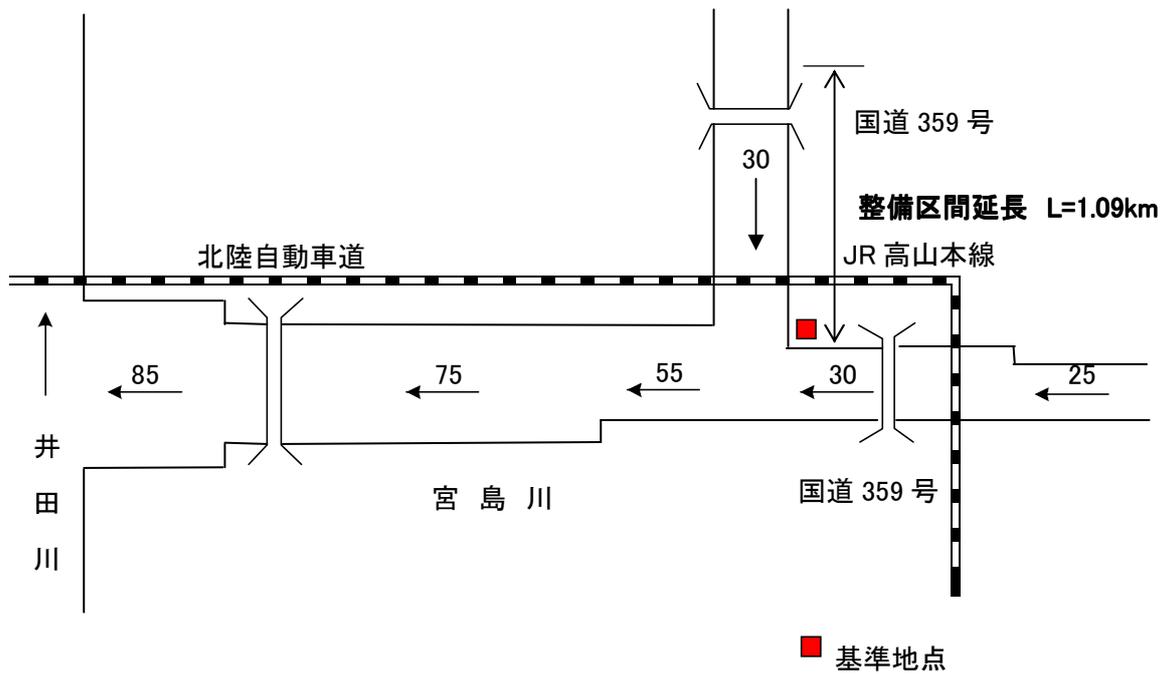
3.2.3 坪野川

坪野川については、宮島川合流点から国道 359 号上流床止工までの延長 1.09km の区間において、計画高水流量を安全に流下させるため、河道拡幅、護岸整備を実施する。

なお、施行区間が概ね住宅地であることから、工事の実施にあたっては、沿線住民の生活環境への影響を考慮するとともに、周辺環境と調和のとれた景観の形成を図り、動植物の生息・生育する自然環境の保全にも配慮する。

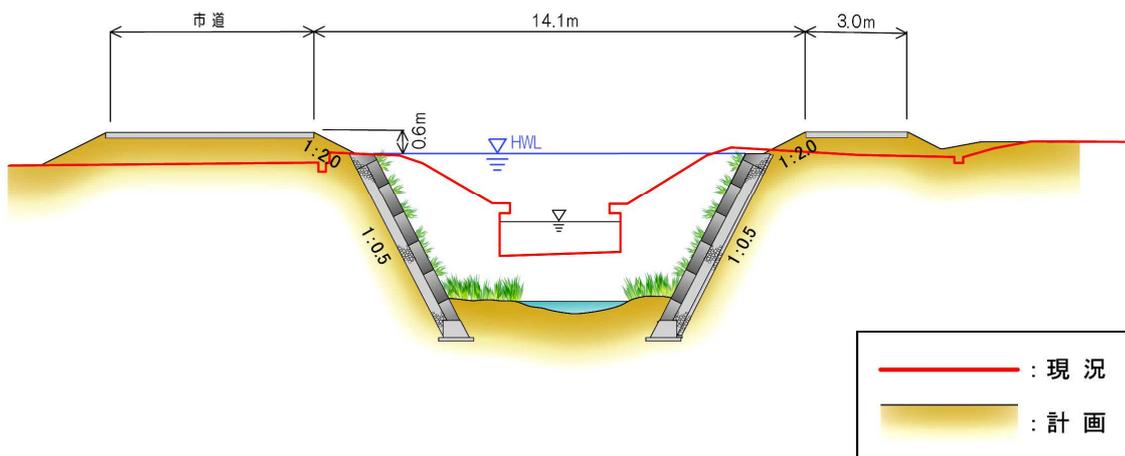


図一 3.2.11 施行区間位置図



図一 3.2.12 計画高水流量配分図

宮島川合流点から 0.2km 付近（北陸電力（株）婦中変電所付近）



※ 横断面形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図一 3.2.13 代表横断面図

3.2.4 峠川

峠川については、赤江川合流点から^{みずおぼし}翠尾橋下流端までの延長3.34kmの区間において、計画高水流量を安全に流下させるため、河道拡幅、護岸整備を実施する。

なお、施行区間には沿川に農地が続く区間があることを踏まえ、工事の実施にあたっては、周辺環境と調和のとれた景観の形成を図るとともに、現場発生土砂で法面を覆土する等、動植物の生息・生育する自然環境の保全にも配慮する。

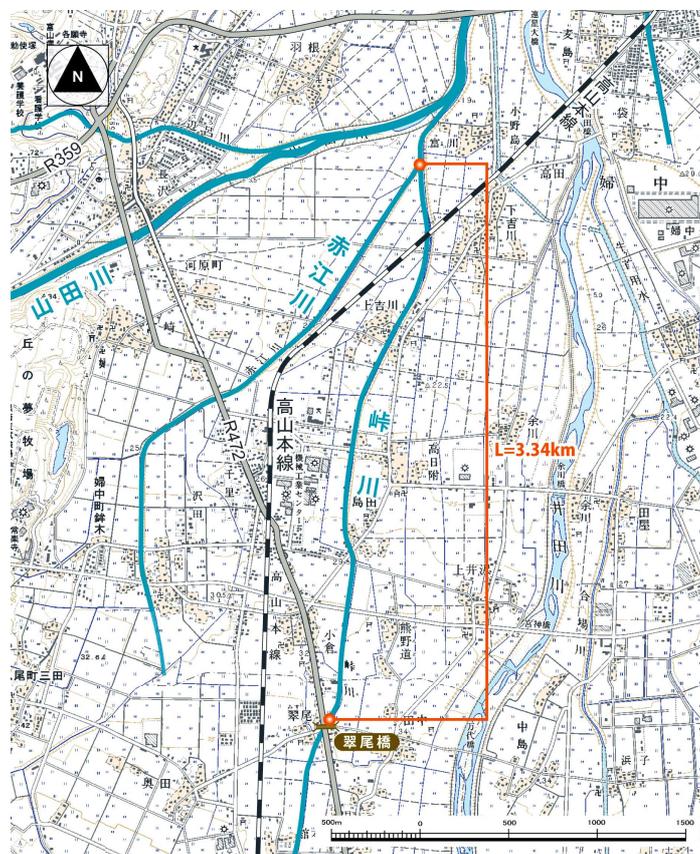
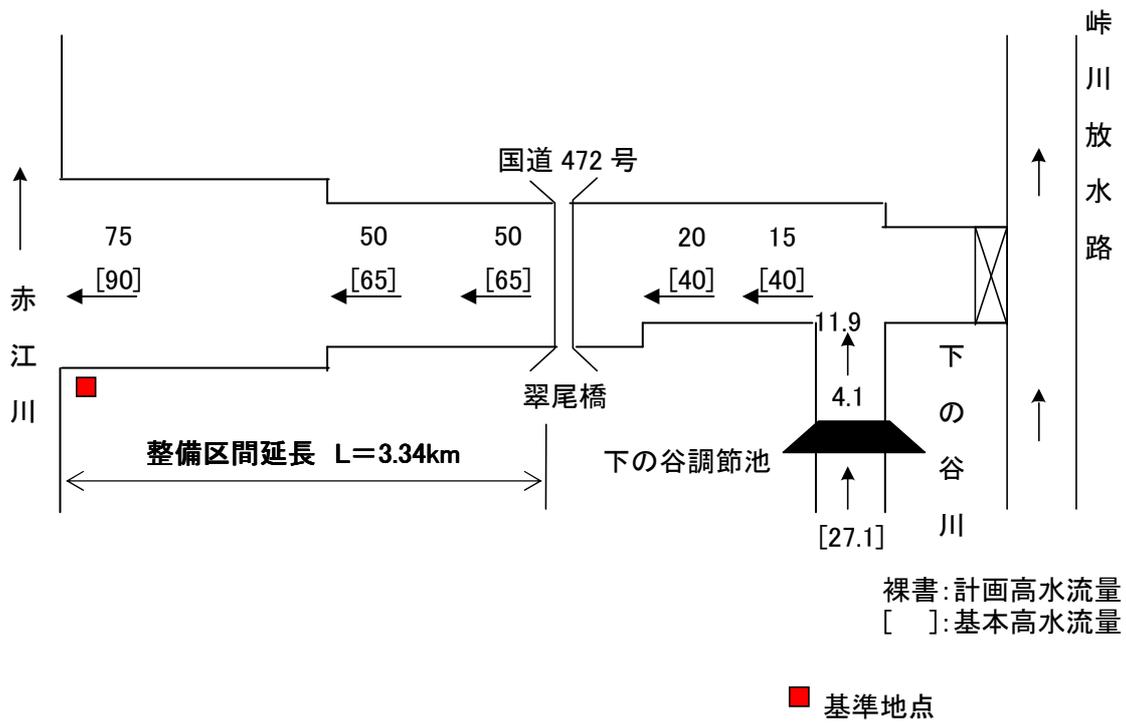
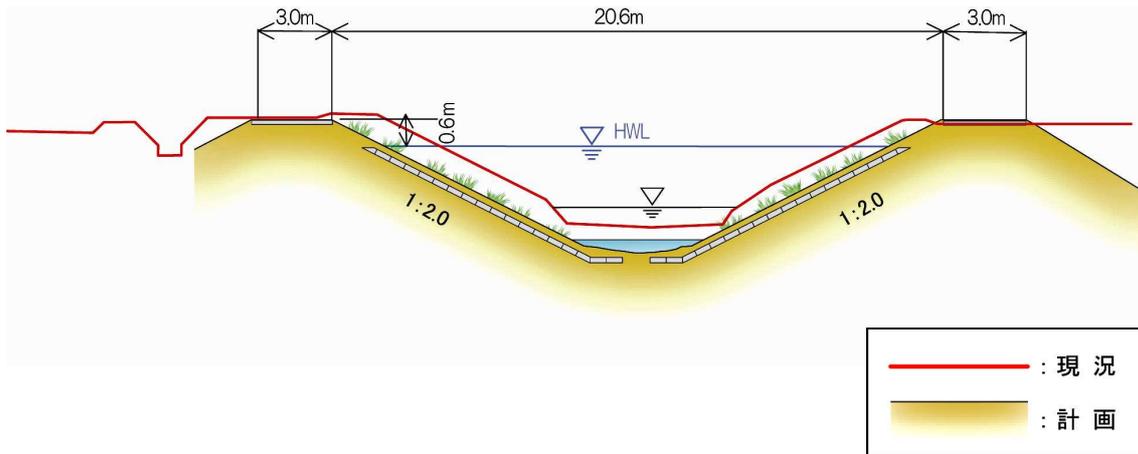


図-3.2.14 施行区間位置図



図－ 3.2.15 計画高水流量配分図

赤江川合流点から 1.4km 付近 (上吉川・高日附地区境付近)



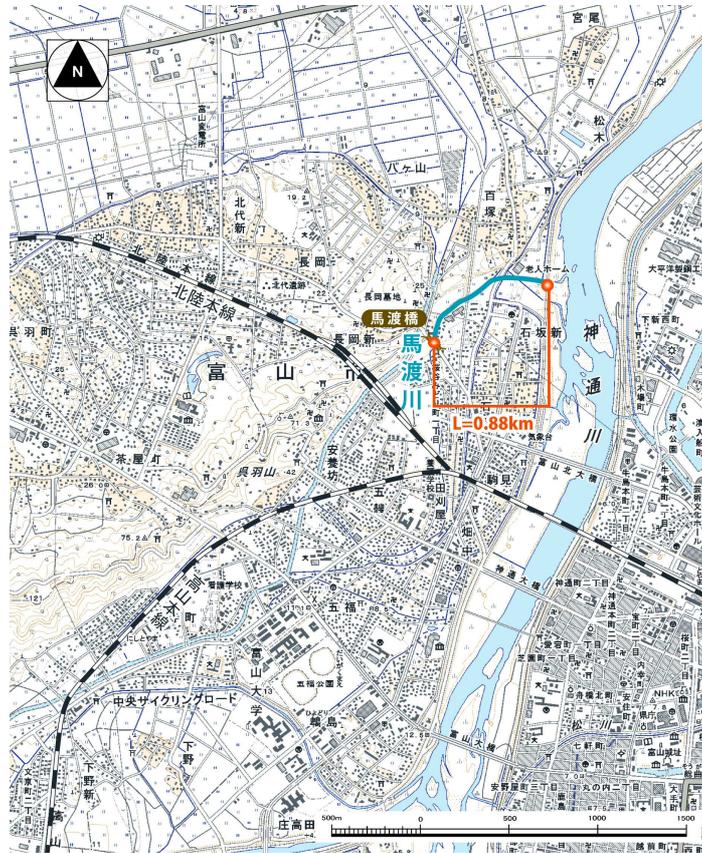
※ 横断面形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図－ 3.2.16 代表断面図

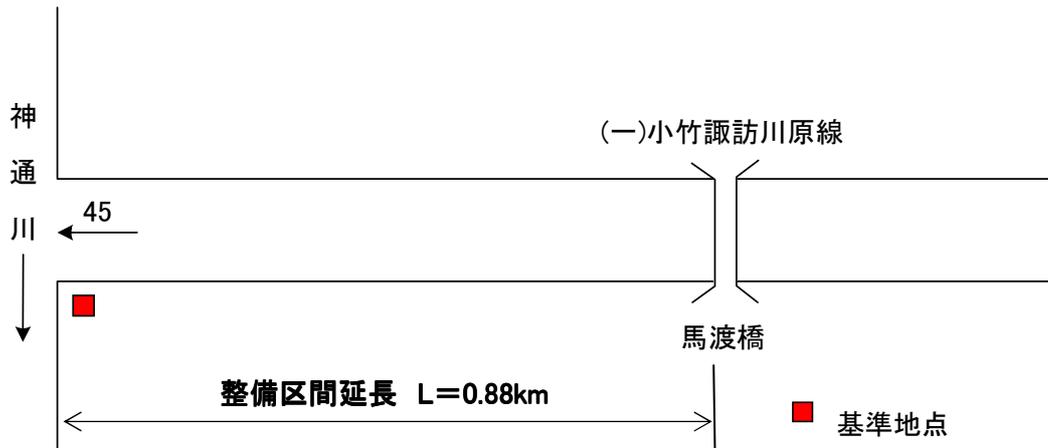
3.2.5 馬渡川

馬渡川については、神通川合流点から^{まわたりばし}馬渡橋下流端までの延長 0.88km の区間において、計画高水流量を安全に流下させるため、河道拡幅、護岸整備を実施する。

なお、施行区間には住宅や老人ホーム、保育園等が立地していることから、工事の実施にあたっては、親水性に配慮した水辺空間の創出に努め、周辺環境と調和のとれた景観の形成を図るとともに、動植物の生息・生育する自然環境の保全にも配慮する。

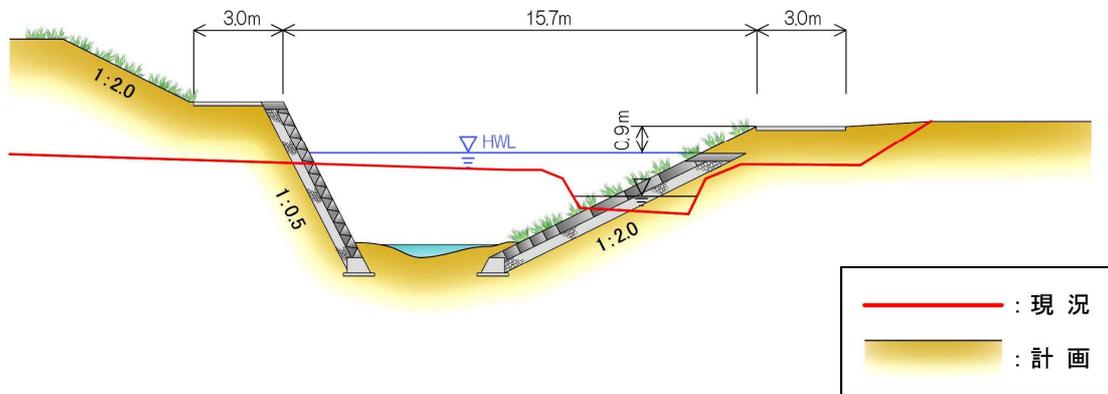


図－ 3.2.17 施行区間位置図



図－ 3.2.18 計画高水流量配分図

神通川合流点から 0.8km 付近 (おだけすわがわら) (一) 小竹諏訪川原線付近



※ 横断形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図－ 3.2.19 代表断面図

3.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の特長や沿川の土地利用状況を踏まえながら、洪水による災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させることを目的として適切な維持管理を行う。

洪水の流下の障害となる恐れがある堆積土砂及び草木については、動植物の生息・生育環境等に配慮しながら計画的に除去するとともに、除草・伐採等の適切な管理を行う。特に山田川の流末（本川：井田川）から右支川赤江川合流点区間は、河道内の堆積土砂による流下阻害が見られる区間であることから、堆積土砂掘削による維持管理を計画的に実施していく。

堤防・護岸等の河川管理施設の機能を維持するため、河川の巡視や点検を行ない、異常箇所の早期発見と補修に努める。また、異常箇所が早期に発見できるよう必要に応じて堤防法面の除草を実施する。なお、除草の実施にあたっては、地域住民の協力が得られるよう努める。



写真一 3.3.1 地域住民の協力による堤防法面の除草

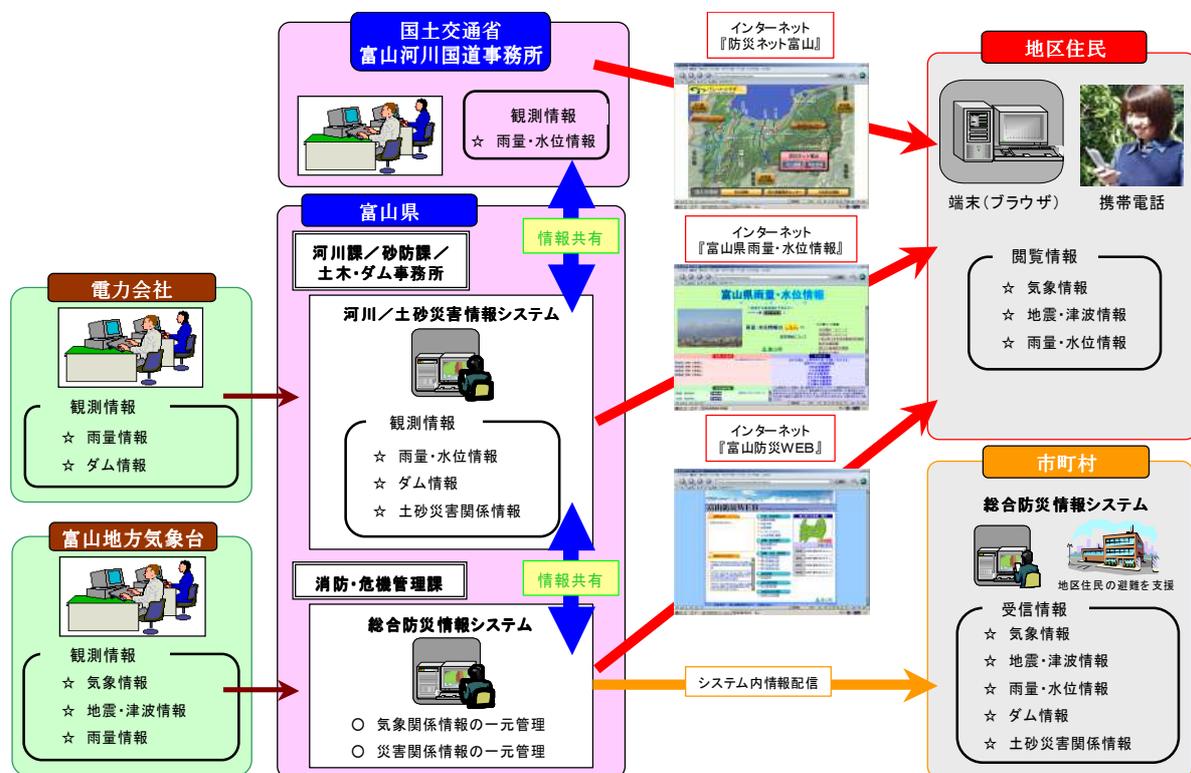
また、河川環境の保全及び河川の適正な利用を確保し、人と河川のふれあいの場が維持できるよう、関係団体の協力を得ながら適正な管理に努める。

第4章 情報の共有と流域との連携

4.1 災害の防止・軽減に関する連携

圏域の災害発生の防止・軽減については、堤防整備等の河川改修に加え、水田の貯留効果や森林の保水能力を極力維持できるように、地元自治体等の関係機関と連携を図る。特に、浸水被害が発生した際には、河川管理者と併せて下水道管理者、農地排水施設管理者等の関係機関が協力して被害実態を明らかにし、関係機関との連携により総合的な治水対策を進めていく。

近年の局地的な集中豪雨の頻発している状況においては、想定している計画規模以上の降雨が発生する可能性もある。このような降雨に対して被害を低減するために、水防活動や避難等に必要な出水時の降雨や水位情報等、きめ細やかな災害情報の収集・提供に努める。また、浸水実績図や浸水想定区域図等を公表し、関係自治体の洪水ハザードマップ作成の支援や地域住民の水災に対する防災意識の啓発、高揚を図るため、防災教育、防災訓練等に対しても支援を行っていく。



図－ 4.1.1 「河川/土砂災害情報システム」による情報提供

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境等の整備と保全に関する連携

河川の豊かな自然環境を次世代に伝えていくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、住民参加型の川づくりを進めていく必要がある。

そのため、川の安全や美化に対するモラルの向上と河川のより良い利活用を促進するため、川に関する様々な情報の提供、及び学校教育等を通じて河川愛護意識の啓発活動を積極的に実施するとともに、地域住民の参加による河川清掃活動を支援していく。

また、関係機関と連携し、流量観測や水利用の実態調査体制の整備により流況を把握し、地域住民と連携して水利用の適正化に努める。



写真一 4.2.1 河川愛護意識の啓発活動



写真一 4.2.2 地域住民参加による河川清掃活動

4.3 まちづくりと連携した河川整備に関する事項

本圏域内の土地利用や歴史、空間利用の状況を踏まえ、河川の特徴を活かしたまちづくり、地域交流の場の提供を推進するため、地方自治体、関係機関、地域住民等との連携を図る。

今後も地域に根ざしたより良い川づくりを進めるため、河川の整備や維持管理に関して地域住民との対話を図るとともに、意見聴取に努める。

本計画の作成にあたって開催した地元説明会の様子



写真－ 4.3.1 富山市婦中町にて



写真－ 4.3.2 富山市山田にて



写真－ 4.3.3 南砺市利賀村にて